

2018 年 7 月 20 日

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画

株式会社江守情報

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくる事によって、全ての従業員がその能力を充分に発揮できるようにするため、また女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2018 年 7 月 20 日～2022 年 12 月 31 日

2. 内容

【次世代育成支援対策推進法】

①育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

<目標> 諸制度の周知、理解度向上

<対策> 2018 年度 イントラ等を利用した社内への情報発信

②働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

<目標> 時間外労働の削減・有給取得率向上

<対策>

2019 年度 時間外労働に対する社会情勢を把握・整理

2019 年度～2020 年度 時間外労働の現状を分析・対策検討

働き方の見直しと時間外労働削減に向けた社内の意識形成

2021 年度 具体的な目標設定・取組

【女性活躍推進法】

③女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報

<目標> ・長時間労働を懸念する女性 SE 希望者へのアピール

・ SE 採用の労働者に占める女性労働者の割合の向上 目標 30% (現状 27%)

<対策> 2018 年度 短時間正社員を始めとする多様な働き方・

キャリア許容の軸となる新人事制度の設計

2019 年度～新人事制度の施行

採用活動において女性が活躍できる職場であることを積極的に広報